

建築工事監理委託業務共通仕様書

平成21年2月 制定
令和元年5月 改定
令和6年12月 改定

横浜市建築局

目 次

- 第 1 総則
 - 1 適用
 - 2 用語の定義

- 第 2 工事監理業務の内容
 - 1 一般業務の内容
 - 2 追加業務の内容

- 第 3 業務の実施
 - 1 業務の着手
 - 2 適用基準等
 - 3 監督員
 - 4 管理技術者
 - 5 軽微な変更
 - 6 提出書類
 - 7 工事監理業務計画書
 - 8 打合せ、記録及び報告
 - 9 資料の貸与及び返却
 - 10 関係官公庁への手続き等
 - 11 関連する法令、条例等の遵守
 - 12 検査
 - 13 債務不履行に係る履行責任
 - 14 条件変更等
 - 15 契約内容の変更
 - 16 履行期間の変更
 - 17 一時中止
 - 18 委託者の賠償責任
 - 19 受託者の賠償責任
 - 20 再委託
 - 21 守秘義務及び個人情報の保護

第1 総則

1 適用

- (1) 建築工事監理委託業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、営繕工事に係る工事監理委託業務（建築工事、電気設備工事、機械設備工事等のそれぞれの工事監理業務をいい、以下「工事監理業務」という。）に適用する。
- (2) 委託設計図書は、相互に補完し合うものとする。ただし、委託設計図書の間に関連がある場合、委託設計図書の優先順位は、次のアからオの順序のとおりとする。
 - ア 質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ 委託図面及び設計書
 - エ 特記仕様書
 - オ 共通仕様書
- (3) 受託者は、前項の規定により難しい場合又は委託設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市長又はその委任を受けた者をいう。
- (2) 「受託者」とは、工事監理業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議を行う者で、横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程第3条の規定に基づき、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していう。
- (4) 「検査員」とは、設計業務の履行の完了又は履行部分を確認するにあたって、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程第4条の規定に基づき、検査を行う者で、検査主幹及び技術検査員を総称していう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に当たり、業務の技術上の管理を行う者で、設計・測量等委託契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、契約約款第10条第3項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (7) 「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。
- (8) 「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し発注者と工事契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (9) 「契約図書」とは、契約書、契約約款及び委託設計図書をいう。
- (10) 「委託設計図書」とは、設計書、仕様書、委託図面、現場説明書及びこれらに対する質問回答書をいい、契約約款第1条に定める設計図書をいう。

- (11) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。
- (12) 「共通仕様書」とは、工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。
- (13) 「特記仕様書」とは、工事監理業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14) 「設計書」とは、各工事監理業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (15) 「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者に対して、委託者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- (16) 「質問回答書」とは、仕様書・現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (17) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面、委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (18) 「工事設計図書」とは、工事請負契約の規定により定められた設計図書、委託者から変更又は追加された対象工事の図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (19) 「指示」とは、監督員又は検査員が受託者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (20) 「請求」とは、委託者又は受託者が相手方に対し、契約内容の履行又は変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (21) 「通知」とは、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「報告」とは、受託者が委託者又は監督員に対し、工事監理業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について、通知することをいう。
- (23) 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関し、委託者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (24) 「承諾」とは、受託者が委託者又は監督員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、委託者又は監督員が書面により同意することをいう。
- (25) 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- (26) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (27) 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (28) 「提出」とは、受託者が委託者又は監督員に対し、工事監理業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (29) 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (30) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が工事監理業務の完了及び履行部分を確認することをいう。

- (31) 「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が監督員と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。
- (32) 「協力者」とは、受託者が工事監理業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2 工事監理業務の内容

工事監理業務は、平成31年国土交通省告示（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、地方公務員法に基づく監督業務の一部として発注者が行うものを除いた一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。

1 一般業務の内容

受託者は監督員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、工事監理業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

(1) 工事監理に関する業務

ア 工事監理方針の説明等

(ア) 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。

(イ) 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

イ 工事設計図書の内容の把握等

(ア) 工事設計図書の内容の把握

工事設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督員に報告する。

(イ) 質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、工事設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。

ウ 工事設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(ア) 施工図等の検討及び報告

a 工事設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が工事設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、工事設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

c bの結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、a、bの規定を準用する。

(イ) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

- a 工事設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が工事設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- b aの検討の結果、適合しないと認められる場合には、工事設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- c bの結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、a、bの規定を準用する。

エ 対象工事と工事設計図書との照合及び確認

工事の受注者等が行う対象工事が工事設計図書の内容に適合しているかについて、工事設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

オ 対象工事と工事設計図書との照合及び確認の結果報告等

- (ア) エの結果、対象工事が工事設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- (イ) エの結果、対象工事が工事設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、監督員に報告するとともに、工事設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- (ウ) 監督員から対象工事が工事設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所を示された場合には、工事設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- (エ) 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が工事設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。
- (オ) (エ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、上記(ア)～(エ)の規定を準用する。

カ 工事監理業務完了手続き

対象工事と工事設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、成果物として契約図書により義務付けられた監理月報及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

(2) 工事監理に関するその他の業務

ア 工程表の検討及び報告

(ア) 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び工事設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

(イ) 前項の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、その旨を監督員に報告する。

(ウ) 前項の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合、(ア)、(イ)の規定を準用する。

イ 工事設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

(ア) 工事設計図書の定めにより、工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び工事設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

(イ) aの検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(ウ) 前項の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合、a、bの規定を準用する。

ウ 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(ア) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

a 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（工事設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

b aの検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

c 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告する。

d cの結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、a～cの規定を準用する。

(イ) 工事請負契約に定められた指示、検査等

委託設計図書に定められた試験、立合い、確認、審査、協議等（工事設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また工事の受注者等が試験、立合い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれ

に応じる。

- (ウ) 対象工事が工事設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査
工事の受注者等の行う対象工事が工事設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

エ 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。

2 追加業務の内容

工事関係者連絡調整会議の開催、設計変更業務及び工事月報を確認する業務等、その他追加する業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受託者は監督員の指示に従い、第3 7に規定する工事監理業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第3 業務の実施

1 業務の着手

受託者は、契約書を提出する際に、契約約款第2条に基づき内訳書を作成し提出すると共に、工程表を契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に提出しなければならない。また、契約約款第3条に基づき、契約履行着手届出書を契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に委託者に提出のうえ、業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは、管理技術者が工事監理業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。ただし、対象工事の着手が契約締結後5日以前（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の場合には、速やかに工事監理業務を開始するものとする。

なお、工程表は、特記仕様書に提出の定めがある場合に限り提出するものとする。

2 適用基準等

- (1) 受託者が、業務を実施するに当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。
- (2) 適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

3 監督員

- (1) 委託者は、工事監理業務における監督員を定め受託者に通知するとともに、管理技術者を請負者に通知するものとする。また、変更したときも同様とする。

- (2) 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 監督員の権限は、契約約款第9条第2項に定める事項とする。
- (4) 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督員はその指示等を行った後7日以内に書面により受託者にその内容を通知するものとする。

4 管理技術者

- (1) 受託者は、契約約款第10条第1項の規定に基づき、工事監理業務における管理技術者を定め、管理技術者選定通知書を委託者に提出するものとする。
- (2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。また、管理技術者は日本語に堪能でなければならない。
- (4) 管理技術者は、監督員が指示するところにより、関連する他の工事監理業務の受託者等と十分に協議のうえ、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

5 軽微な変更

受託者は、設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等の関係、又は監督員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、請負者等に対して指示すべき事項について監督員に報告する。

6 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後に監督員を経て、下記の書類を委託者に提出しなければならない。
 - ア 内訳書（契約書提出時）
 - イ 工程表（特記仕様書に提出の定めがある場合に限り、契約締結後5日以内（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。））
 - ウ 契約履行着手届出書（契約締結後5日以前（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。））
 - エ 管理技術者選定通知書（契約締結後5日以前（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。））
 - オ 担当技術者選定通知書（契約の履行の着手前）
 - カ 再委託承諾願書（管理技術者選定通知後速やかに）
 - キ 工事監理業務計画書（管理技術者選定通知後速やかに）
- (2) 委託者及び受託者は、この契約で行う指示、請求、通知、報告、申出、承諾及び協議（以下「指示等」という。）は、書面で行わなければならない。

なお、やむを得ない事情により、口頭で行った指示等は、7日以内に書面により交付するものとする。その書式は、建築設計等委託業務打合せ簿（以下「打合せ簿」という。）により行うことを原則とする。

- (3) 受託者が委託者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。
- (4) 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受け、業務完了後10日以内に登録の手続きを行うとともに、登録されていることを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

7 工事監理業務計画書

受託者は、工事監理業務計画書として、特記仕様書に定められている項目について、必要事項を記載の上、監督員に提出しなければならない。

8 打合せ、記録及び報告

- (1) 管理技術者等と監督員は、工事監理業務着手時及び特記仕様書に定める時期に打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者等が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者等と監督員は、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度管理技術者等が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受託者は、月毎の工事監理業務の進捗状況を翌月の5日までに、監理月報により監督員に報告しなければならない。
- (4) 管理技術者等は、請負者等と打合せを行った場合には、打合せ簿に記録し、監督員に報告しなければならない。

9 資料の貸与及び返却

- (1) 監督員は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与資料を委託者から借用する場合は、借用書を提出する。
- (3) 受託者は、貸与資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
- (4) 受託者は、貸与資料を十分注意して取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (5) 受託者は、貸与資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

10 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、工事監理業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監理業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行い、その内容を監督員に報告するものとする。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

11 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

12 検査

- (1) 受託者は、契約約款第30条第1項の規定に基づいて、委託者に対して、契約履行完了届出書の提出をもって業務の完了を通知する。また、受託者は業務の完了を通知する時まで、監理月報及び監督員が指示した書類等の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。
- (2) 受託者は、契約約款第36条第1項の規定に基づいて、委託者に対して部分払いを請求する場合は、履行済部分検査申請書を提出するとともに、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次のア及びイの要件を満たすものとする。
 - ア 監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - イ 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- (3) 受託者は、検査に必要な資料を整備しなければならない。
- (4) 検査員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 工事監理業務成果物の検査
 - イ 工事監理業務管理状況の検査（工事監理業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

13 債務不履行に係る履行責任

- (1) 受託者は、委託者から債務不履行に対する履行を求められた場合には、速やかにその履行をしなければならない。
- (2) 検査員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合には、監督員が受託者に対して、期限を定めてその履行を指示するものとする。

14 条件変更等

- (1) 契約約款第16条第1項（3）に定める「予期することのできない特別な状態」とは、委託者と受託者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

- (2) 監督員が、受託者に対して委託設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。

15 契約内容の変更

- (1) 委託者は、次の各号に掲げる場合において、委託契約の変更を行うものとする。
- ア 業務委託料の変更を行う場合
 - イ 履行期間の変更を行う場合
 - ウ 監督員と受託者が協議し、工事監理業務施行上必要があると認められる場合
 - エ 契約約款第 17 条の規定に基づき、業務委託料の変更に代える委託設計図書の変更を行う場合
- (2) 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- ア 14 の規定に基づき監督員が受託者に指示した事項
 - イ 工事監理業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - ウ その他委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項

16 履行期間の変更

- (1) 委託者は、受託者に対して工事監理業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- (2) 契約約款第 21 条第 1 項の規定に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに修正した工程表を委託者に提出しなければならない。

17 一時中止

- (1) 契約約款第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は、受託者に通知し、必要と認める期間、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
- ア 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監理業務の続行を不相当と認めた場合
 - イ 環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - ウ 天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

18 委託者の賠償責任

- (1) 委託者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。

- ア 契約約款第 26 条に定める一般的損害、契約約款第 27 条第 1 項に定める第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべきものとされた場合
- イ 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

19 受託者の賠償責任

- (1) 受託者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。
 - ア 契約約款第 26 条に定める一般的損害、契約約款第 27 条第 2 項に定める第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべきものとされた場合
 - イ 契約約款第 39 条第 1 項に定める債務不履行に対する履行責任に係る損害が生じた場合

20 再委託

- (1) 受託者は、工事監理業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理を再委託してはならない。
- (2) 複写、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託に当たっては、再委託承諾願書を委託者に提出し、承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、協力者及び協力者が再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方が、それぞれ行う業務の範囲を記載した書面を監督員に提出しなければならない。
- (5) 受託者は、工事監理業務を再委託に付する場合には、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し工事監理業務の実施について、適切な指導及び管理のもとに工事監理業務を実施しなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。
なお、協力者は、横浜市指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

21 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、その取り扱いについて、横浜市個人情報に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。